令和9年度　平川市　子育てのための施設等利用給付申請のしおり

～預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など～



◎申込みの前に必ずお読みください。

はじめに

令和元年１０月から子育てのための施設等利用給付が新設されました。子育て社会全体を支え、保護者の経済的負担の軽減に配慮した仕組みを目指します。

１．概要

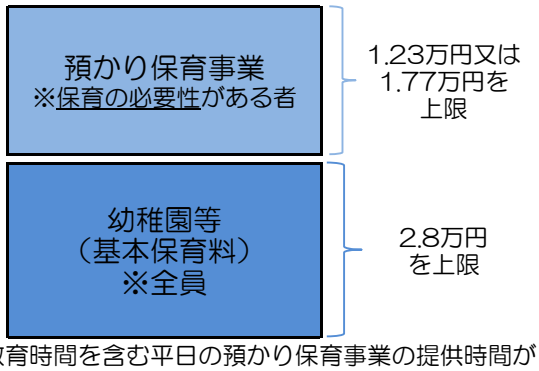
【幼稚園等の預かり保育を利用する子ども】

○無償化の対象となるためには、**保育の必要性の認定を受ける必要**があります。
　(注)原則、通われている幼稚園または認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を経由しての申請となります。

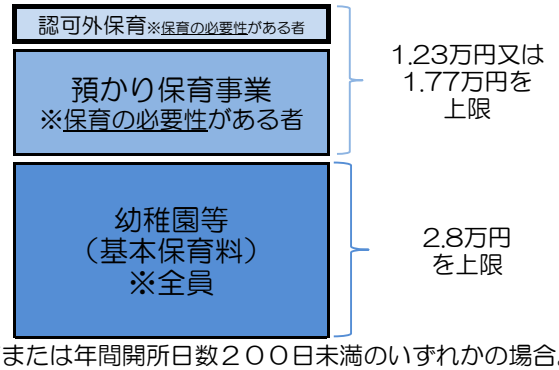
○幼稚園等の利用に加え、**利用日数に応じて、新２号認定は月額1.23万円まで、新３号認定は月額1.77万円まで**の範囲で利用料が無償化されます。

○幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合(※)に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となりますが、その場合は預かり保育の無償化上限額（1.23万円又は1.77万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額が給付されます。

【幼稚園等＋預かり保育】



【幼稚園等＋預かり保育＋認可外保育】



※教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が８時間未満または年間開所日数２００日未満のいずれかの場合。

【認可外保育施設等(※)を利用する子ども】

○無償化の対象となるためには、**保育の必要性の認定を受ける必要**があります。
　(注)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

○新２号認定は**月額4.03万円まで**、新３号認定は**月額4.57万円まで**の利用料が無償化されます。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などをいいます。

2．手続きについて

【施設等利用給付認定について】

〇幼稚園等の預かり保育を利用する子ども

① 給付認定申請　・・・ 現在通っている幼稚園等へ**子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（以下「申請書」という。）**と**保育の必要性の認定に係る添付書類、法定代理受領に係る委任状**を提出します。

② 給付認定　・・・ 幼稚園等から当市へ①の申請書等が提出された後、幼稚園等を経由して認定通知書が交付されます。

〇認可外保育施設等を利用する子ども

① 給付認定申請　・・・ 市へ**申請書**と**保育の必要性の認定に係る添付書類、法定代理受領に係る委任状**を提出します。

② 給付認定　・・・ 認定通知書が交付されます。

【保育を必要とする要件について】

両親のどちらも（両親と別居している場合には子どもを養育している者）が、次のいずれかの事情にあてはまる場合です。※教育・保育給付認定と同様。

① １ヶ月に４８時間以上労働することを常態としていること。
② 妊娠中、または出産後間がないこと。
③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。
⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
⑥ 継続的に求職活動をしていること（起業準備を含む）。
⑦ 就学していること（職業訓練学校等における職業訓練を含む）。
⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
⑨ その他上記に類する状態として市長が認める場合。

※すでに保育を必要としている子どもの弟・妹について育児休業を取得したときは、保育の継続利用が必要であると認められる場合、利用中の子どもは継続して認定を受けることができます。

【申請書に添付する書類ついて】

保育の必要性を証明する書類（子どもの父母両方必要です）

保育を必要とする理由に応じて、提出していただく書類が異なります。詳しくは下の表をご覧ください。※教育・保育給付認定と同様です。

保育を必要とする事由		提出書類	
就労	家庭外就労	就労証明書（市様式）	
	自営業（農業含む）		
	育児休業中	復職（予定）年月日欄に記載のある就労証明書（市様式）	
・妊娠・出産		保育を必要としている事由申立書（市様式）	母子手帳（母氏名・出産予定日記載ページ）の写し
疾病・障がい			診断書（※）又は障害者手帳の写し
介護・看護			診断書（※）、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し
災害復旧			被災証明書
求職活動			ハローワーク受付票等の写し
就学			在学証明書等の写し、授業時間がわかるカリキュラム等の写し
虐待・DV			※市にご相談ください

(※)病名、症状、自宅で保育が困難(介護・看護が必要)な状態であること、通院・入院・療養期間等が記載されているもの

【保育の必要性の認定】

子どもの年齢や保護者の就労などに応じて市が客観的に審査し、２つの認定区分のいずれかに認定するものです。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した保育を必要とする子ども	認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業　など
新３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある保育を必要とする子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

【認定期間について】

保育を必要とする理由によって、認定期間が異なります（状況によっては変更する場合もあります）。また、**利用料無償化が適用されるのは認定期間のみ**となります。

※教育・保育給付認定と同様です。

（例①）妊娠・出産を理由に申請⇒産前産後８週間のみ認定します。

（例②）求職活動を理由に申請　⇒９０日のみ認定します。

【その他申請・届出が必要なものについて】

以下に該当するときは、認定申請中・認定後に関わらず、別途届出が必要となります。（必要な書類等はお問い合わせください。）

① 保護者の保育を必要とする状況が変わったとき（就労先の変更や就職先の決定等）
※保護者の状況によっては、給付認定が取消となる場合があります。
② 住所、氏名、連絡先が変わったとき
③ 確定申告や修正等、市民税額に変更があったとき（新３号認定のみ）
④ 市外へ転出するとき
⑤ 利用施設を変更したいとき

【提出期限について】

〇幼稚園等の預かり保育を利用する場合
- 受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和９年１月２９日（金）
- 受付場所：幼稚園等へ提出ください。

〇認可外保育施設等を利用する場合
- 受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和９年１月２９日（金）
- 受付時間：８：１５～１７：００（年末年始、土・日、祝日を除く）
- 受付場所：子育て健康課子ども支援係
　　尾上・碇ヶ関総合支所

〇認定通知書の交付時期
令和９年３月中旬（予定）

３．施設等利用費の支払いについて

【幼稚園等の預かり保育を利用する子ども】

各月ごとに支給限度額（利用日数×４９０円）があります。月額利用金額が支給限度額を上回る場合は、幼稚園等へ差額分をお支払いください（自己負担）。

【認可外保育施設等を利用する子ども】

各月ごとに支給限度額（新２号認定は4.03万円、新３号認定は4.57万円）があります。月額利用金額が支給限度額を上回る場合は、施設へ差額分をお支払いください（自己負担）。

【問い合わせ先】

平川市役所子育て健康課子ども支援係　TEL：0172-55-5832（直通）